



**II. 現状の移転価格制度の問題点
～移転価格税制の文書化制度及び国別報告書～**

1. 文書化のインパクトは？

- 課税紛争を波打ち際で食い止めるのに有効
- 税務当局からの調査リスクを緩和する一つの戦略
- 企業が移転価格専門チームを創設する機会の提供
- ビッグ・データ、最新技術、AIによる予測などの活用開始
→ 企業部内でも有効に活用可能

55



**II. 現状の移転価格制度の問題点
～移転価格税制の文書化制度及び国別報告書～**

2. 文書化は移転価格コンプライアンスの向上に資するか？

- 税務当局にとっては、移転価格やBEPSリスクの査定が容易
→ 限られた事務量をコンプライアンスの低い納税者に向けることが可能となる。
- 多国籍企業には、①統一的な移転価格ポジションの明確化、②リスク評価のための有用な情報提供が求められる
- マスター・ファイルには、サプライチェーン分析も含まれ、各国で共通の理解が得られる



56



**II. 現状の移転価格制度の問題点
～移転価格税制の文書化制度及び国別報告書～**

3. 秘密保持の問題

- 税務当局は一連の文書に含まれる情報の機密性を確保する必要がある
 - 紳士者も、機密性の維持のもとに文書化が実施されるとの保証を求めていた
- ↓
(しかし)
- 多国籍企業のイメージや財務上の風評への影響
 - CbCR(国別報告書)は将来的に公表へ(民間で作業)
 - 税務当局以外の政府組織への情報流出の懸念

57



II. 現状の移転価格制度の問題点～価値の創造～

1. “価値の創造”とは何か？

- 営利目的事業の活動は、果たす機能、使用する資産、負担するリスクに反映される
 - ユニークな無形資産の創造(ソフトウェア、特許取得可能な発明、ブランド、事業の手法)
 - 希少な天然資源の獲得や加工
 - 情報の収集・活用
 - ビッグデータ(データ発掘)

58



II. 現状の移転価格制度の問題点～価値の創造～

2. パラダイムシフトがあったのか？

- 価値は市場価格に反映される
- 今日もっとも価値の高い事業は、世界的にユニークな無形資産の開発及び使用
- 無形資産は物理的な所在地を有しない
→ 管轄地域ベースの課税における課題

59



II. 現状の移転価格制度の問題点～価値の創造～

3. 価値創造の要素

- 人間の創造力／適用力
 - 製品(サービス含む)の設計及び効率的な提供
 - 従業員やコンサルタントの管理及び育成
 - 需要の創出／増大化(マーケティング)
 - コスト及びリスクの管理
 - 情報に基づく判断(計算済みのリスクを負担)
- 希少又はユニークな資産
 - 工場及び機械、ノウハウ、所有権情報、著作権資料



60

**III. 将来に向けた代替手段及び展望
～独立企業原則の死守～**

進化？or 変革？

- 進化的な解決方法＝独立企業原則を維持しながら、次のような主要問題に対処
 - 情報の非対称性
 - Kaneの“b-c問題”＝他国籍企業の存在意義
 - その他、独占的販売(ネットワーク効果など)
- (残余/その他)利益分割法への依存
 - 観察可能かつ不正操作不可能な基準に基づく
 - 現行ガイドラインのような終わりなき事実認定や証拠集めに依存しない

61

**III. 将来に向けた代替手段及び展望
～セーフ・ハーバーの導入への動き～**

- なぜセーフ・ハーバー？
 - セーフ・ハーバーが定められると、納税者はその範囲内で移転価格を決定する傾向にある
- 対象や目的は？
 - 小規模納税者や単純な取引が対象
 - 適用が簡易で、予測可能性も伴う
- 主要な長所
 - 低いコンプライアンス・コスト
 - 紳税者への確実性の供与
 - 税務当局の行政面における負担減

62

**III. 将来に向けた代替手段及び展望
～セーフ・ハーバーの導入への動き～**

- 主要な問題点
 - 独立企業原則からの逸脱
 - 二重課税／二重非課税 ⇒ 相互協議の必要性
 - タックス・プランニングに利用される可能性
- 特記事項
 - BEPS報告8-10に基づくOECD移転価格ガイドライン改正により、低付加価値サービス取引に対して、5%マークアップのセーフ・ハーバーが導入されている。
 - 実体としては、税務当局により、計算のベースとなるコストに係る調査が厳しくなっている可能性もある。

63

**III. 将来に向けた代替手段及び展望
～独立企業原則以外の解決法～**

なぜ定式配分方式が注目されるのか？

- 課税ベースを配分する直接的な解決方法
- 多国籍企業の事業活動に合致
- 高い透明性、簡易性、効率性
- 高い遵守性が見込まれる
- モジュール方式＆柔軟性
- 租税回避防止に効果のあるメカニズム

64

**III. 将来に向けた代替手段及び展望
～独立企業原則以外の解決法～**

パリュー・チェーンにおける利益分割法の適用

- 両側検証アプローチ
- 高度な統合関係、相互依存関係、ユニークかつ価値ある貢献を含む取引
- 適用の困難性
- 移転価格算定方法とは、「独立企業間の行動を再現する必要はなく、関連者間取引に係る独立企業間のアウトカムを構築かつ／又は検証する手段として用いられるもの」(BEPS報告書10)
- ケース・バイ・ケースで分割
- 独立企業原則と定式配分方式の連続体

65

III. 将来に向けた代替手段及び展望～紛争解決～

相互協議

- 問題点
 - ①納税者のアクセス制限、②明確な期間制限なし、③長期間のプロセス、④解決の保証なし
- BEPS行動計画14：アクセスはミニマム・スタンダード
- ピアレビューの実施／ガイドランスの充実
- 租税条約実施に係る多国間協定(MLI)
 - 申立てはどちらの当事国にも可能
 - 相互協議は期限延長可能 → 無制限！
- 紳税者は協議プロセスの当事者ではない

66

III. 将来に向けた代替手段及び展望～紛争解決～

仲裁

- 相互協議の補完、第2段階
- 相互協議事案の解決を促す役割
- 租税条約に義務的な仲裁規定なし（手続きも定められていない）
- 租税条約実施に係る多国間協定（MLI）
 - 解決義務なし、コンセンサスなし
 - 決定に係る期限は？
 - ベースペル方式採用

67

(結びの言葉)

- Sergio André Rocha: リソース不足の国はブラジルの手法(Profit Margin)を過從すべき。
- Jefferson Vandervolk: 事業に影響を与えるに税収を上げる各國の努力が必要。今後もOECDとして努力は継続するが“魔法の弾”はない。
- Isabel Verlinden: CCCTBの導入など、定式配分方式への移行は賛成できない。
- Richard Vann: OECDは細胞可能な信頼度の高いプロキシを示しておらず、得来は利益分割法へ依存せざるを得ない。
- Yariv Brauner: 他国籍企業の統合的な事業活動や透明性の問題解決を考えれば、定式配分方式の導入が望ましい。
- Natalia Quiñones: 裁判官や税務職員の能力を必要レベルまで上げることが重要。国際租税裁判所の創設も必要ではないか。
- Mateus Calicchio Barbosa: Rochaの主張に同意。

68

事前確認制度と 国際課税の情勢

Advance Pricing Agreement and
International Tax Aspects

69

パネルのメンバー

- 司会進行
 - Bruno Gibert — Partner, CMS Bureau Francis Lefebvre, France
- パネルメンバー
 - Yoko Miyazaki — Head of Tax Practice Group, Nagashima, Ohno & Tsunematsu, Japan
 - Shefali Goradia — Partner, BMR Advisors, India
 - Matthew Frank — Principal, KPMG, USA
 - Max Lienemeyer — Head of Unit, Competition Directorate General, European Commission
 - Monika Laskowska — Partner, PwC, Poland

70

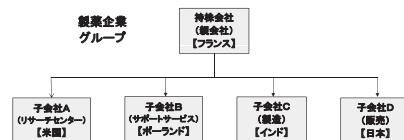
目次

- I. 米国、アジア、欧州のAPA制度の現状
- II. EU国家補助：APAへの影響は？
- III. APAと透明性の問題
- IV. APAに将来はあるのか

71

I. 米国、アジア、欧州のAPA制度の現状

● 米国、アジア、欧州における共通の特徴や差異(ケース・スタディ)



72